

近江八幡市部活動指導員募集要領

令和 8 年 1 月 10 日

1. 募集人数

50 名程度

※学校事情により変更の可能性があります

2. 業務内容

部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図っていただきます。

3. 職務内容

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習・試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応
- ・その他校長が必要と認める事項 等

4. 応募資格

以下のいずれかに該当する者

- ・教育職員免許法に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者
- ・公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者
- ・中学校若しくは高等学校の部活動又は地域での活動において指導した経験を有する者
- ・指導員を必要とする部活動の種目において技術指導が可能と認められる 20 歳以上の者

5. 任用期間

任用の日から翌年の 3 月 31 日までの期間の範囲内で教育委員会が定めます
なお、2 回を限度に更新（再度の任用）を行うことができます

6. 勤務条件等

(1) 報酬

時 給：¥1,734～（市の会計年度任用職員として雇用）
交通費：別途件支給（上限あり）

(2) 勤務日・日時

- ・ 勤務限度日数は 215 日
- ・ 平日は概ね 2 時間以内、土曜日・日曜日（以下『週休日』という）及び学校の休業日は概ね 3 時間以内
- ・ 1 部活動あたり 500 時間程度とする

(3) 休日

週 2 日（平日 1 日と週休日 1 日）以上を休養日とします
※大会の日程の関係で、予定していた休養日に活動をする場合は、その前後 2 週間の内に休養日を設定します

(4) 活動場所

近江八幡市立 4 中学校いずれかの各部活動場所

(5) 福利厚生

労働者災害補償保険法

(6) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、職務専念義務や信用失墜行為禁止等の服務規律については適用となります。

7. 応募方法

(1) 人材バンク

人材バンクに登録していただきます。

下記二次元コードから必要事項を記入して登録してください。

応募フォーム：<https://ttzk.graffer.jp/city-omihachiman/smart-apply/surveys-alias/Gakko0000>



(2) 郵送

人材バンクの登録が難しい場合は、ホームページ掲載の志願票を近江八幡市立学校教育課まで郵送してください。

8. 登録してからの流れ

- (1) 前項に挙げる方法による応募後、登録が完了した旨をメールにより通知します。
- (2) 学校側が求める部活動とマッチングができれば電話やメール等で連絡します。その際、面接の日程調整をさせていただきます。
- (3) 選考結果については後日文書にて通知します。
- (4) 就職意思確認書により就職を確認し、採用が確定します。

9. 受付期間

随時受け付けています。

10. 問い合せ先

近江八幡市教育委員会事務局 学校教育課

電話：0748-36-5588